

一般社団法人九州貸切バス適正化センター 退職金支給規程

第1条 この規程は服務規程第47条の規程により、職員の退職金に関する事項を定めるものとする。

第2条 職員が勤続3年以上で退職(死亡退職、解雇の場合を含む)したときは、本人の勤務成績を考慮して退職金を支給する。

第3条 退職金は次の各項の区により、職員の退職時における基本給月額に別表定める支給額を乗じた金額とする。

1. 自己の都合により退職する者には別表退職金支給率表第1項の支給率を適用する。
2. 次の各号の退職者には別表退職金支給率表第2項の支給率を適用する。
 - (1)定年退職者
 - (2)死亡者
 - (3)業務上の傷病疾病により退職する者
 - (4)協会の都合により退職する者
3. 退職する者が在職中特に功労あったとき及び業務上の傷病疾病により死亡し退職したときは、別表退職金支給率を増額することができる。
なお、勤続期間が3年未満の場合においても退職金を支給することがある。

第4条 退職金の算定において勤続6か月以上の端数は1年に繰り上げ、6か月未満の端数は、月割計算とする。
なお、退職金の計算の最後において10円未満の端数を生じたときは、切り上げる。

第5条 職員が次の各項の1つに該当するときは、退職金を減額または支給しないことがある。

1. 解雇
2. 法人に対し、不都合な行為があつて退職したとき

附則

この規程は一般社団法人九州貸切バス適正化センターの設立の登記の日(平成29年4月28日)から施行する。